

農協と組合員の選択

日本農業新聞（2017年3月10日付）によれば、3月9日の参院農林水産委員会で、山本農林大臣は単位農協の信用事業譲渡・代理店化は「あくまで農協の選択に基づくべき」との認識を改めて示したという。

それでは、農協が望ましい形態を選択する基準とは何か。第1に、組合員と利用者にとって好ましい信用事業とはどのようなものか、ということであろう。

それは、農協法第7条にもあるように、農協の目的は協同組合として組合員のために最大の奉仕をすることだからである。また、ガバナンスは組合員中心で、総会や理事会だけでなく、集落座談会や部会など組合員の意見を聞き、経営に反映させる様々な機会がある。

これらを基礎に、農協は組合員と長期的で密接な関係を築き、^{ちゆうみん}稠密な店舗網も維持してきた。首都圏で、農協を貯金の最多預入機関とする人の7割は、その理由として支店が自宅の近くにあること、4割は組合員であることを選択する。協同組合性が魅力となっている。

さらに、総合事業として信用事業とそれ以外の事業を農協が行っていることで、組合員や利用者はよりよいサービスを楽しむことができ、取引費用も削減できると考えられる。このことは、営農経済事業と信用事業が連携して農業者にサービスを提供するとき、特に効果を発揮する。農協は、農業者の販売や資材購買の利用や営農指導を踏まえて、資金ニーズや経営を的確に把握し、適切な融資判断や提案、モニタリングが可能となる。

そもそも農協は、預金取扱金融機関として、組合員を中心に個人から資金を調達し、信連、農林中金とともに内外の多様な資金ニーズにこたえて効率的に運用することで、金融仲介機能を発揮し、それとともに、決済機能も有している。東日本大震災後には、協同組合と総合事業の特性を生かし、地域に密着して組合員との密接なかかわりを持つ農協だからこそ、金融機関としての機能を発揮することが確認できた。震災後に農協が迅速に店舗を再開し金融機能を提供できたのは、地域に密着し撤退の選択肢のない農協だからこそであり、また、職員が組合員や利用者との面識があったため、通帳がなくても円滑な貯金の払戻しが可能となった。生活、営農の再開の相談に幅広く応じることができた。

以上は農協信用事業の現状であり、今後も農業や地域の課題解決にはこれらの機能と対応がより必要と考えられるが、信用事業の譲渡、農協の代理店化で何が変わるのか変わらないのか、組合員、利用者にとどのような意味を持つのかを慎重に検討する必要がある。

本号の王論文は、農家等が出資し、農林畜産漁業分野への貸出を使命とする協同組織金融機関として設立された中国の農村信用社が、経営悪化のなかで中央銀行や連合会の指導によって株式会社である農村商業銀行等への組織転換を進めてきたこと、この組織転換によって経営は改善したものの、農林畜産漁業融資への取組みが弱まったことを指摘する。

中国の農村信用社と日本の農協では数多く異なる点があるが、組織転換というドラスチックな改革という点は共通する。日本の農協改革への何等かの示唆を読み取りたい。

（（株）農林中金総合研究所 常務取締役 齊藤由理子・さいとう ゆりこ）